

YLO ニュースレター（２０２６年７月号）

皆様

YLO ニュース 7 月号をお届けします。

宇野重規氏の書籍が面白かったので、「民主主義とは何か」（講談社現代新書）「政治とは何か」（講談社現代新書）「保守主義とは何か」（中公新書）を立て続けに読みました。政党のあり方について今一度考えさせられました。

一橋大の社会人大学院で教えていた「企業責任論」の講義が終わりました。私の現在の考え方は、グッドガバナンスを実現するためには 強く効率的なリーダーシップと そのリーダーシップの行き過ぎを監督する制度保障である監督・監査機能（株主総会、監督機能に特化した取締役会、監査部門、内部統制部門等）が強固であることが必要であると考えています。 について、取締役会のあり方が盛んに議論されていますが、企業が収益性を向上するためには が必要です。そのために指名委員会での独立した有為の人選が必要になります。大学院での授業で学生からその他に文化（コーポレートカルチャー）が必要ではないかとの問いがあり、確かに と に加えて企業の歴史性も継続する企業の反映には必要であると考えた次第です。

最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）

○ 公正取引委員会は、7 月 8 日に、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を改正した。今回の改正は、メーカーが流通業者に対して自社の商品の販売価格を指示する、いわゆる「**指定価格制度**」について独占禁止法上の考え方を明確化した。流通・取引慣行ガイドラインでは、例えば委託販売の場合など、例外として通常違法とならない場合の考え方を明らかにしているが、今回の改正では、その考え方に該当する場合と、その**具体例**を追加した。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jul/260708_soushi_ryutori.html

○ 公正取引委員会は、令和 5 年 9 月に公表した「**ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書**」のフォローアップ調査を実施している。また、その調査では、AI 検索サービスの登場によるニュースコンテンツ配信分野への影響も検討している。

○ 公正取引委員会は、7 月 3 日に、ブロードコム・インコーポレイテッドが、令和 6 年 4 月頃から、仮想化に関するソフトウェアを利用して構築したクラウドサービスを第三者に提供しているクラウド・サービス・プロバイダー等に、物理的なサーバー等の仮想化に関するソフトウェアをライセンスするに当たり、

自己の取引上の地位が取引先に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引先に不利益となるように当該ソフトウェアの取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施している、

不当に他のソフトウェアを抱き合わせてライセンスを受けさせている、などの行為を行っている疑いがあったことから、独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ、同法の規定に違反すると認定するに足る事実が認められなかったことから、本件審査を終了することとした。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jul/260703_ichijou_broadcom.html

○ 公正取引委員会が摘発しているカルテルや談合事案が後を絶たない。最近では、アイスクリームをめぐる価格カルテルの疑いやセブンイレブンの冷凍・冷蔵ショーケースの入札価格調整の疑いで同委員会の審査が入っている。これは課徴金の減免制度が機能していることの表れであるが、他方で景気がある意味で良いときにカルテルや談合事案が増えるのも奇異であるが、人間の景気や世界情勢に対する不安が皆で話し合う素地であることを物語っているといえる。

独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報

○ 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が成立し、令和7年5月14日に公布された（令和7年法律第33号）。労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めたものである。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/aneiyou/index_00001.html

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3-4 愛宕東洋ビル4階

電話 03 - 5425 - 6763

Fax 03 - 3437 - 3680

電子メール k.yabuki@yabukilaw.jp

HP <http://www.yabukilaw.jp>

#「草野芳郎 ADR センター」へのご連絡はこちらをお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。
草野芳郎 ADR センター

○草野芳郎弁護士が、「新和解技術論～和解は未来を創る」(信山社)を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1 割引き(定価 2000 円税別)で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方は YLO (soumu@yabukilaw.jp) までお申し込みください。

(YLO News Letter 毎月 10 日頃発行)